

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和6年度)
様式

作成日 2024/10/09

最終更新日 2024/10/09

| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
|---------|-------|---|
| 情報基準日 | 更新あり | 2024/8/1 |
| 国立大学法人名 | | 国立大学法人秋田大学 |
| 法人の長の氏名 | 更新あり | 南谷 佳弘 |
| 問い合わせ先 | | 総務企画課 (018-889-2208、somusomu@jimu.akita-u.ac.jp) |
| URL | | https://www.akita-u.ac.jp/honbu/index.html |

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
|-------------|-------|--|
| 経営協議会による確認 | 更新あり | <p>令和6年度第2回経営協議会（令和6年9月27日開催）において、国立大学法人秋田大学における適合状況等について説明を行った。</p> <p>【意見】 適合状況について、特に意見はなし。</p> |
| 監事による確認 | 更新あり | <p>令和6年度第2回経営協議会（令和6年9月27日開催）において、国立大学法人秋田大学における適合状況等について説明を行うとともに、10月4日を期限として意見の聴取を行った。</p> <p>【意見】 国立大学法人秋田大学は、ガバナンス・コードの各原則を全て実施していることを確認した。今後も、本法人の機能を十分に発揮していくために、ガバナンス・コードへの取組状況や体制の検証を継続的に行って、強固なガバナンス体制を構築していただきたい。 また、社会への説明責任を果たすとともに、多様なステークホルダーの理解と信頼を一層得られるよう引き続き努めていただきたい。</p> <p>【本学の対応】 いただいた意見を踏まえ、引き続き強固なガバナンス体制を構築し、社会への説明責任を果たすように努めていく。</p> |
| その他の方法による確認 | | その他の方法による確認は行っていない。 |

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則 2 - 2 - 1 ~ 原則 2 - 2 - 3（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
|---------------------------------|-------|--------------------|
| ガバナンス・コードの各原則の実施状況 | | 当法人は、各原則を全て実施している。 |
| ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等 | | 当法人は、各原則を全て実施している。 |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】 | | |
|--------------------------------|-------|---|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| 原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋 | 更新あり | <p>本学の基本理念である「国際的な水準の教育・研究を遂行」、「地域の振興と地球規模の課題の解決に寄与」、「国の内外で活躍する有為な人材を育成」を踏まえ、第4期中期目標期間においては、基本的な目標として以下の5つを定めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育においては、質の国際通用性を高め、DX推進に必要な素養を身に付け、地域と世界の諸課題の解決に取り組む人材を育成する。 2. 研究においては、ICTを進化させて地域から地球規模に至る社会課題の解決に挑み、DXを推進するイノベーションを創出し、その成果を継続的に地域と世界に発信する。 3. 社会連携においては、教育研究成果を地域社会に還元し、地域と協働した地域振興策の取り組みを推進するとともに、ICTを活用した医療体系の充実を図り、地域医療の格差をなくすことに貢献する。 4. 国際化においては、資源産出国を中心とした諸外国の留学生・研究者との学術交流を推進するとともに、情報工学を活用したスマート・マイニング（情報工学を積極的に取り入れた“これから”の資源情報学）を実践するため、学生や教職員の海外留学・派遣を促進する。 5. 大学経営においては、学長主導の下、学生及び教職員一人ひとりの活力を相乗的に高めた組織文化を浸透させ、透明性を確保した健全で効率的な大学経営を目指すとともに、学生及び教職員がSociety 5.0を構築するメンバーとして活躍できるよう環境を整備する。 <p>この目標の実現に向けて、学長のリーダーシップの下、DXを推進できるデジタル人材を養成する「情報データ科学部」を令和7年度に開設するとともに、グリーン社会の構築に寄与する機能強化を図るため、理工学部を「総合環境理工学部」に改組する準備を進める。また、第4期中期目標・中期計画を定めて公表するとともに、大学で適切に運用するために年度計画を策定し、計画の進捗を毎年度自己点検・評価を行い管理している。なお、学外有識者等を構成員とする経営協議会において、目標や戦略等の策定、結果の評価等について意見交換等を行っており、社会の要請の把握に努めている。</p> <p>・中期目標・中期計画 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_target.html (ホーム→大学案内→基本理念 中期目標・中期計画 年度計画)</p> |

| | | |
|---|-------------|--|
| <p>補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p> | <p>更新あり</p> | <p>中期計画を踏まえた令和 5 年度年度計画の評価については、評価担当副学長を委員長とする評価・IRセンター評価委員会にて審議を行い、さらに各部局へ内容を確認しとりまとめ、教育研究評議会、経営協議会及び役員会を経て、2024年 6 月末に本学ホームページで公表した。</p> <p>なお、以下の中期計画は、年度計画の達成状況を「IV」（年度計画を上回って実施）と判定した主な取組である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画 2 自殺予防総合研究センターの取組 <p>2023年度は目標としていた 5 回の 3 倍となる 15 回（SOS の出し方・受け方教室：6 回、SNS の適切な利用と SOS の出し方オンラインセミナー：1 回、秋田未遂者支援研修会：4 回、IoT を活用した支援事業の研修会：2 回、働く人のメンタルヘルスに関するシンポジウム・研修会：2 回）の情報発信を実施し、2023 年の人口動態統計による秋田県の自殺率ワースト脱却に貢献した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画 14 診療看護師の育成 <p>高度実践看護師コース説明会等を実施した結果、2024 年度高度実践看護師コースには 13 名が受験し、10 名の合格者となった。そのうち 9 名が診療看護師コースへ入学する等、継続して入学者を確保できている。また、2023 年度には 6 名が診療看護師の資格を取得したことから、評価指標の目標値（第 4 期期間中において、年平均 2 名以上の診療看護師育成）に対して、3 倍（6 名）と大きく上回る成果を上げた。</p> <p>また、令和 5 年度については、年度計画の上半期進捗状況の確認において、9 月時点の自己評価が「II」（検討中）となっているものはなかった。令和 6 年度年度計画についても、引き続き確認やフォローアップを行い、計画の確実な実行を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間評価・年度評価 <p>https://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_check.html （ホーム→大学案内→点検・評価活動）</p> |
|---|-------------|--|

| | | |
|---|-------------|--|
| <p>補充原則 1 - 3⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p> | <p>更新あり</p> | <p>本学では、「国立大学法人秋田大学運営規則」、「秋田大学学則」及び各組織規程に基づき、経営及び教学運営に係る各組織等の権限と責任の体制を構築している。</p> <p>学長については、国立大学法人秋田大学運営規則第7条第1項において、「校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、法人を代表し、その業務を総理する」と定めている。</p> <p>理事については、国立大学法人秋田大学運営規則第7条第2項において、「学長の定めるところにより、学長を補佐して法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う」と定めている。</p> <p>副学長については、国立大学法人秋田大学運営規則第9条第2項において、「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と定めている。</p> <p>学長特別補佐については、国立大学法人秋田大学運営規則第10条第2項において、「学長が指示する特定の重要事項に関し、学長を補佐する」と定めている。</p> <p>国立大学法人秋田大学運営規則第13条において、法人の重要事項を決定する組織として役員会を、同第15条において経営に関する重要事項を審議する機関として経営協議会を、同第16条において教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究評議会をそれぞれ設置することを定めている。また、前述の会議における構成員、審議事項等は個別に定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人秋田大学運営規則 <p>https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pdf/other/other_uneikisoku02.pdf (ホーム→大学案内→情報公開→その他の情報公開)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田大学学則 <p>https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pdf/other/other_schoolrule04.pdf (ホーム→大学案内→情報公開→その他の情報公開)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人秋田大学役員会規程 <p>https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pdf/other/other_yakuin_rule.pdf (ホーム→大学案内→情報公開→その他の情報公開)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人秋田大学経営協議会規程 <p>https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pdf/other/other_management_rule03.pdf (ホーム→大学案内→情報公開→その他の情報公開)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人秋田大学教育研究評議会規程 <p>https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pdf/other/other_kyohyogi_rule03.pdf (ホーム→大学案内→情報公開→その他の情報公開)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員会名簿 (令和6年4月1日現在) <p>https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/legal/pu_yakuinkai.html (ホーム→大学案内→情報公開→法定公開情報→組織に関する情報「役員会」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営協議会名簿 (令和6年4月1日現在) <p>https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/legal/pu_management.html (ホーム→大学案内→情報公開→法定公開情報→組織に関する情報「経営協議会」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育研究評議会評議員名簿 (令和6年4月1日現在) <p>https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/legal/pu_eduresearch.html (ホーム→大学案内→情報公開→法定公開情報→組織に関する情報「教育研究評議会」)</p> |
|---|-------------|--|

| | | |
|---|-------------|---|
| <p>補充原則 1 - 3 ⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p> | | <p>第4期中期計画において、若手教員比率、女性教員比率及び女性管理職の比率の向上に努める旨を定めており、計画実行に向け、教育研究に係る重要事項を審議する機関である教育研究評議会において、女性教員比率向上のための促進案について審議する等学長のリーダーシップの下、取組を進めている。</p> <p>また、「同一大学出身者の割合、外国人、女性及び障害者の積極的登用に関する指針」を定め、性別や国籍、障がいの有無等にとらわれず、多様な人材の確保に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_target.html (ホーム→大学案内→基本理念 中期目標・中期計画 年度計画) ・ 同一大学出身者の割合、外国人、女性及び障害者の積極的登用に関する指針 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/danjyo/preferment.html (ホーム→男女共同参画推進の取組み →同一大学出身者の割合、外国人、女性及び障害者の積極的登用に関する指針) |
| <p>補充原則 1 - 3 ⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p> | | <p>第4期中期計画において、自らの価値を最大化すべく行う活動のため、期間中に必要な支出額・収入額等を算定した「予算」「収支計画」「資金計画」を策定し、公表している。</p> <p>第4期の予算については、支出は業務費179、416百万円、施設整備費1、738百万円、産学連携等研究経費及び寄附金事業費等8、759百万円、長期借入金償還金9、402百万円を見込んでいる。(支出計199、315百万円)</p> <p>収入は運営費交付金54、144百万円、施設整備費補助金642百万円、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 180百万円、自己収入134、674百万円、産学連携等研究収入及び寄附金収入等8、759百万円、長期借入金収入916百万円を見込んでいる。(収入計199、315百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/zyouhouteikyo/gyoumu/tyukikeikaku/040330.pdf (ホーム→大学案内→基本理念 中期目標・中期計画 年度計画) |
| <p>補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p> | <p>更新あり</p> | <p>教育研究に関する費用及び収益等については財務状態、運営状況、キャッシュ・フロー等を示した「財務諸表」等により公表しており、コストの見える化を進めるための取組として、「財務諸表」の附属明細書により部局別のセグメント情報を公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/legal/pu_zaimu.html (ホーム→大学案内→情報公開→法定公開情報→財務情報→財務諸表) <p>このほか、ステークホルダーに向け、本学の主な取組や実績、財務状態・運営状況等について分かりやすく解説した「財務報告書」を作成し公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務報告書 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/legal/pu_zaimu.html (ホーム→大学案内→情報公開→法定公開情報→財務情報→財務報告書) <p>業務の実績等については、中期目標期間における評価結果により公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実績評価 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_check.html (ホーム→大学案内→点検・評価活動) |

| | | |
|--|-------------|---|
| <p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p> | | <p>若手教授や中堅職員を、全学的観点から企画・立案を機動的に行うために設置した大学戦略室の室員に加え、早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせているほか、将来的に大学経営への関わりが期待できる教員を学長特別補佐や全学センター長に登用し、組織運営や経営戦略の検討等に参画させることで、次代を担う経営人材を育成している。</p> <p>このほか、事務系職員については、中期計画に基づき経営人材育成のための研修等に積極的に参加させるとともに、文部科学省やその関係機関、県庁等の行政機関及び他の国立大学法人等との人事交流を行うことにより幅広い見識を身に付け、将来的には法人経営の一端を担うことのできる人材の育成に努めている。</p> <p>・ 中期目標・中期計画 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_target.html (ホーム→大学案内→基本理念 中期目標・中期計画 年度計画)</p> |
| <p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p> | <p>更新あり</p> | <p>学長は、理事や副学長を「国立大学法人秋田大学運営規則」に基づき権限と責任を明確にした上で選任・配置しており、学長の意思決定や業務執行をサポートする体制を整備している。その上で、理事、副学長がそれぞれ所掌する法人業務と大学校務（総務・人事・情報・研究・地方創生・広報・教育・国際・学生・財務・施設・環境・経営分析・地域医療・学部間連携・評価・IR・新学部設置・病院・国際戦略）を明確にしている。</p> <p>また、配置している理事・副学長は、役職員一覧として公表している。</p> <p>・ 国立大学法人秋田大学運営規則 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pdf/other/other_uneikisoku02.pdf (ホーム→大学案内→情報公開→その他の情報公開)</p> <p>・ 役職員一覧 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/magazine/outline/pdf/025.pdf (ホーム→大学案内→組織情報)</p> |
| <p>補充原則 2 - 2 - 1 ① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等に当たっての考え方や選任理由</p> | <p>更新あり</p> | <p>国立大学法人法第21条第2項に規定する運営方針会議を設置しない。</p> |
| <p>原則 2 - 3 - 1 役員会の議事録</p> | <p>更新あり</p> | <p>役員会は、中期目標についての意見及び年度計画に関する事項や国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項等の重要事項について適時かつ迅速に審議しており、ホームページで議事要旨を公表している。</p> <p>・ 役員会議事要旨 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/legal/pu_yakuinkai.html (ホーム→大学案内→情報公開→法定公開情報→組織に関する情報 役員会)</p> |

| | | |
|---|-------------|---|
| <p>原則 2 - 4 - 2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況</p> | <p>更新あり</p> | <p>多様な人材を確保するため、「同一大学出身者の割合、外国人、女性及び障害者の積極的登用に関する指針」により、性別・国際性等の観点でのダイバーシティの確保に努めているほか、第4期中期計画において、女性教員比率及び女性管理職比率をの向上に努める旨を定めている。また、クロスアポイントメント制度の導入や実務家教員の採用により、産業界、他の教育研究機関等外部の経験を有する人材の経験や知見を法人経営に活用しており、特に経営層の厚みを確保する観点から、学外理事に県内企業の経験者を迎え入れている。</p> <p>求める人材については関係規程に定めており、学外理事及び在籍する実務経験のある教員等による授業科目の一覧については、ホームページで公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/legal/pu_president.html (ホーム→大学案内→情報公開→法定公開情報→学長・理事・監事) ・ 実務経験のある教員等による授業科目の一覧 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pu_education.html (ホーム→大学案内→情報公開→教育情報の公表→実務経験のある教員等による授業科目の一覧) |
| <p>補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係 る選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫</p> | <p>更新あり</p> | <p>本学の経営協議会の学外委員の選考方針は、国立大学法人秋田大学経営協議会規程第3条第1項第8号により、「本学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの」と規定しており、マスコミ、医療、行政、民間企業、国立大学の各分野において、それぞれ十分な経験を有し、組織運営について精通している者として県知事や国立大学法人の元学長、県内・県外企業の取締役や代表取締役等から適任者を学長が任命している。</p> <p>学外委員の知見を本学の経営に生かせるよう、経営協議会開催時に本学の課題について、意見交換テーマを定めて意見を伺う機会を設けており、令和5年度は①学部・大学院の募集定員の在り方について、②新しく竣工した総合研究棟（情報教育系）の活用計画について、③18歳人口の減少における学生定員の在り方について、④今後の秋田大学に期待すること、令和6年度は①新学部及び総合環境理工学部について意見交換を行い、法人経営に取り入れている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営協議会規程 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pdf/other/other_management_rule03.pdf (ホーム→大学案内→情報公開→その他の情報公開) ・ 経営協議会委員の公表及び議事要旨 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/legal/pu_management.html (ホーム→大学案内→情報公開→法定公開情報→経営協議会) |
| <p>補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由</p> | <p>更新あり</p> | <p>「国立大学法人秋田大学における学長候補者の選考等に関する規程」に基づき、学長選考・監察会議において、学長候補者の選考に関する基準、選考実施手順等について議論を行っており、次期学長候補者選考を進めている。</p> <p>基準や選考結果、選考過程及び選考理由は、学長選考・監察会議で審議、了承の後、順次ホームページで公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学長選考に関する情報 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/legal/pu_selection.html (ホーム→大学案内→情報公開→法定公開情報→学長選考・監察会議) |

| | | |
|---|-------------|---|
| <p>補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p> | <p>更新あり</p> | <p>「国立大学法人秋田大学長の任期に関する規程」第2条に基づき、任期及び再任の上限を任期は4年とし、再任は1回限りとし、ホームページで公表している。上記規程については、国立大学法人法第15条第1項において学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める事になっており、本学でも学長選考・監察会議の議を経て、ホームページで公表している。任期は、従来「任期は4年とし、再任を妨げない。ただし引き続き6年を超えることができない。」と定めていたが、再任した場合の1期目と2期目の任期の長さの整合性等を考慮し、「任期は4年とし、1回に限り再任されることができる。」に改正している。このことで、学長が安定的な運営とリーダーシップを発揮できる任期の設定としている。また、令和5年度から学長の任期末と部局長の任期末を統一している。</p> <p>・国立大学法人秋田大学長の任期に関する規程 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pdf/legal/ninki_rule.pdf (ホーム→大学案内→情報公開→法定公開情報→学長選考・監察会議)</p> |
| <p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p> | <p>更新あり</p> | <p>「国立大学法人秋田大学における学長候補者の選考等に関する規程」の中で解任の審議及び文部科学大臣への申出について規定しており、ホームページで公表している。</p> <p>・国立大学法人秋田大学における学長候補者の選考等に関する規程 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pdf/legal/kitei_2016.pdf (ホーム→大学案内→情報公開→法定公開情報→学長選考・監察会議)</p> |
| <p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p> | <p>更新あり</p> | <p>学長選考・監察会議による学長の評価は、「国立大学法人秋田大学における学長候補者の選考等に関する規程」に基づき、「国立大学法人秋田大学が実施する学長の業績評価に関する申し合わせ」を定め、学長の在任期間が2年を経過した日及び再任の場合は再任期間が2年を経過した日から1年以内である令和4年9月に学長選考・監察会議による業績確認を実施、結果をホームページで公表している。</p> <p>・令和4年度国立大学法人秋田大学学長業績確認について https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pdf/legal/gakucyo_2022.pdf (ホーム→大学案内→情報公開→法定公開情報→学長選考・監察会議)</p> |

| | | |
|--|-------------|--|
| <p>原則 3 - 3 - 4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由</p> | <p>更新あり</p> | <p>秋田大学学長選考・監察会議規程第3条第1項第1号に規定する学外委員は、「秋田大学経営協議会が選出する学長選考・監察会議委員に関する申し合わせ」に基づき、多様なステークホルダーからの意見を反映できるように、マスコミ、医療、行政、民間企業、国立大学の各分野において、それぞれ十分な経験を有し、組織運営について精通している者として、選任方法や選考理由を説明し経営協議会で審議・了承を経た上で学外委員の選出・公表している。</p> <p>また、同規程第3条第1項第2号に規定する委員については、「秋田大学学長選考・監察会議委員の選出に関する申し合わせ」に基づき、学内の意見をもれなく反映できるように、研究科長、学部長4名及び、審議の充実を図るため、総括担当理事1名を選任方法や選考理由を説明し教育研究評議会で審議・了承を経た上で選出・公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営協議会議事要旨 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/legal/pu_management.html (ホーム→大学案内→情報公開→法定公開情報→経営協議会) ・ 教育研究評議会議事要旨 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/legal/pu_eduresearch.html (ホーム→大学案内→情報公開→法定公開情報→教育研究評議会) ・ 経営協議会が選出する委員の選任方法・選考理由について https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pdf/legal/keiei_reason.pdf (ホーム→大学案内→情報公開→法定公開情報→学長選考・監察会議) ・ 教育研究評議会が選出する委員の選任方法・選考理由について https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pdf/legal/kyoiku_reason.pdf (ホーム→大学案内→情報公開→法定公開情報→学長選考・監察会議) |
| <p>原則 3 - 3 - 5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p> | | <p>国立大学法人法第10条第4項に規定する大学総括理事は置いていない。</p> |

| | | |
|--|-------------|---|
| <p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p> | <p>更新あり</p> | <p>「国立大学法人秋田大学業務方法書」第 2 条～第 5 条において内部統制に関する基本事項を定めて、以下のとおり内部統制システムを整備、運用している。なお、これらの内部統制の仕組みがより実効性の高いものとなるよう「国立大学法人秋田大学内部統制規程」及び「国立大学法人秋田大学内部統制委員会実施細則」を制定、内部統制の仕組みを整備・実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務方法書 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pdf/other/other_work02.pdf (ホーム→情報公開→その他の情報公開) <p>(1) コンプライアンスの運用体制</p> <p>研究活動に係わる基本的な行動規範として、「秋田大学の学術研究に関する行動規範」を定めているほか、「秋田大学研究倫理規程」及び「国立大学法人秋田大学における公的研究費の取扱いに関する規程」により研究活動に係るコンプライアンス推進体制を整備している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田大学の学術研究に関する行動規範 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/research/pdf/r_kihan.pdf (ホーム→大学案内→情報公開→研究活動に係る不正防止→研究活動における不正行為への対応等について) ・秋田大学研究倫理規程 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/research/pdf/r_kitei_3.pdf (ホーム→大学案内→情報公開→研究活動に係る不正防止→研究活動における不正行為への対応等について) ・国立大学法人秋田大学における公的研究費の取扱いに関する規程 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/research/pdf/a-toriatukai06.pdf (ホーム→大学案内→情報公開→研究活動に係る不正防止→秋田大学における公的研究費の取扱いに関する管理・監査体制について) <p>(2) 内部統制のモニタリング体制</p> <p>所掌する理事等の下で日常的なモニタリングを行い、学長は役員ミーティング等を活用することで各理事等から必要な報告が定期的に行われる機会の確保・指摘事項の改善を実施している。また、監査室は内部監査を実施し、監査結果を内部監査報告書により学長へ報告するとともに、役員会で指摘事項のフォローアップ・注意喚起状況等も含めて報告している。</p> <p>○役員ミーティング</p> <p>週 1 回開催し、役員間の連絡調整を行い迅速な意思形成を行う会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人秋田大学内部監査規程 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/research/pdf/naibukansa.pdf (ホーム→大学案内→情報公開→研究活動に係る不正防止→秋田大学における公的研究費の取扱いに関する管理・監査体制について) <p>(3) 通報窓口等</p> <p>職員等からの相談窓口として、ハラスメント相談に対応するためハラスメント対策室を設置しているほか、職員等の法令違反行為に関する公益通報窓口を設置し、大学運営の適正性を確保するための体制を構築し、HP上で公益通報窓口について公開している。また、ハラスメント相談窓口・研究活動に関する告発（通報）窓口についても同ページで紹介し、適切な窓口に通報・相談者が辿り着けるよう、かつ迅速に対応が行えるように整えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益通報窓口 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_madoguchi.html (ホーム→大学案内→公益通報窓口) |
|--|-------------|---|

| | | |
|--|-------------|---|
| <p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p> | <p>更新あり</p> | <p>公文書管理等の法令に基づく情報公開については、本学ホームページにて多様な方々からの理解を得られるよう公表し、透明性の確保に務めている。また、財務諸表や調達情報等の経営に関する情報や研究者総覧・研究者紹介特設サイトを通じた教育・研究活動に関する情報についても分かりやすく公表している。社会貢献活動に関しては、地方創生センター他の組織を設置し公開講座等の活動内容について画像と説明文を用いて、見る者の理解が深まるよう外部に公表している。なお、ホームページに加えSNSを利用して、学内での様々な出来事を発信して、多様な社会からの理解と支持を得るために広報活動を行っている。</p> |
| <p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p> | | <p>情報の公表を行うにあたっては、情報の公表を行う目的、意味を勘案し、適切な対象、内容、方法等を目的・内容に応じてホームページ・SNS・プレスリリース・リーフレットの配布など適時に適切な方法で公表している。</p> <p>(最新情報 (New内：お知らせ、イベント、プレスリリース、入試))</p> <p>https://www.akita-u.ac.jp/honbu/ (受験生向け情報)</p> <p>https://www.akita-u.ac.jp/admission/ (保護者向け情報)</p> <p>https://www.akita-u.ac.jp/honbu/parents/ (在学生向け情報)</p> <p>https://www.akita-u.ac.jp/honbu/current/ (卒業生向け情報)</p> <p>https://www.akita-u.ac.jp/honbu/alumni/ (X)</p> <p>https://twitter.com/syudaikouhou (Facebook)</p> <p>https://www.facebook.com/akitauniv.official/ (Instagram)</p> <p>https://www.instagram.com/akitauniversity/ (YouTube)</p> <p>https://www.youtube.com/channel/UCKJwnXj7NOliBld1paf3l1w</p> |
| <p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p> | <p>更新あり</p> | <p>学生が享受する教育成果の情報については以下のとおり公表しており、それぞれで掲げるポリシーの水準を満たすような授業内容を実施している。また、本学の教育研究活動等の質を保証する事などを目的として受審する「大学機関別認証評価」でも、教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に則して体系的であり、相応しい水準であると評価されている。</p> <p>①学生が身に付ける能力を示すディプロマ・ポリシー(学位授与の方針) 及びそのための教育内容を示すカリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針) を作成し、公表している。</p> <p>なお、本学では世界及び社会情勢の変化に即して全学共通のディプロマポリシー及び各学部のディプロマポリシーの見直しを行った。</p> <p>https://www.akita-u.ac.jp/kcenter/policy.html (ホーム→高等教育グローバルセンター→秋田大学の学士課程教育の方針)</p> <p>②学生の満足度は、評価報告書にアンケート調査結果を掲載し、公表している。</p> <p>・大学機関別認証評価・評価報告書 (令和3年3月)</p> <p><付録2 根拠資料一覧 (6-8-3) 卒業生等アンケート調査結果></p> <p>https://www.akita-u.ac.jp/honbu/zyouhouteikyo/hyouka/r2_fu02.pdf (ホーム→大学案内→点検・評価活動→大学機関別認証評価・選択評価)</p> <p>③学生の進路状況を作成し、公表している。</p> <p>・就職情報</p> <p>https://www.akita-u.ac.jp/honbu/work/index.html (ホーム→就職情報→その他 年度毎就職関係各種データ)</p> <p>④大学機関別認証評価・評価報告書</p> <p>https://www.akita-u.ac.jp/honbu/zyouhouteikyo/hyouka/r2_repo.pdf (ホーム→大学案内→点検・評価活動→大学機関別認証評価・評価報告書→17ページ、基準6-3)</p> |

| | | |
|-------------------------------------|-------------|---|
| <p>法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項</p> | <p>更新あり</p> | <p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pu_legal.html (ホーム→大学案内→情報公開→法定公開情報)</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pu_hos_selection.html (ホーム→大学案内→情報公開→病院長選考に係る情報)</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pu_anzenkansa.html (ホーム→大学案内→情報公開→医療安全監査委員会に係る情報)</p> |
|-------------------------------------|-------------|---|